令和4年度末 鉄軌道駅における案内設備、障害者対応型券売機および拡幅改札口の設置状況について

会和5年3日31日現在

事業者名	総駅数	平均利用者 数が3千人/ 日以上の駅 数	平均利用者数が3 千人/日以上及び 重点整備終起内 の生活開達を担保 均利用表の4 月日以上の4 月日以上の5 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	公共交通移動等円滑化基準第10条から 第12条に適合している案内設備を設置し ている駅数※1								
					うち平均利用者数が 3千人/日以上及び 重点整備地能別に位 世活関連施別に位 置づけられた平均利 用者数が2千人/日 以上3千人/日未満 の駅数 C	人/日以上及び重点 整備地区内の生活 関連施設に位置づけ られた平均利用者数 が2千人/日以上3		うち平均利用者数が 3千人/日以上及び 重点整備地能区内の 生活関連施設に位 置づけられた平均利 用者数が2千人/日 以上3千人/日末 の駅数 E	人/日以上及び重点 整備地区内の生活 関連施設に位置づけ られた平均利用者数 が2千人/日以上3		うち平均利用者数が 3千人/日以上及び 重点整備地能図に位 生活関連施設に位 置づけられた平均利 用者数が2千人/日 以上3千人/日未満 の駅数 F	平均利用者数が3千人 人/日均上及び重点 整備地区内の生活 の生活 の生活 が2千人/日未満の サインモー/日未満の (F/B)*100
JR東日本	668	423	426	350	343	80.5%	524	419	98.4%	636	426	100.0%
JR東海	38	5	5	5	5	100.0%	9	5	100.0%	9	5	100.0%
JR旅客会社2社 小計	706	428	431	355	348	80.7%	533	424	98.4%	645	431	100.0%
東武鉄道	201	126	130	112	110	84.6%	172	129	99.2%	201	130	100.0%
西武鉄道	91	80	80	77	77	96.3%	91	80	100.0%	91	80	100.0%
京成電鉄	65	58	58	65	58	100.0%	59	57	98.3%	65	58	100.0%
京王電鉄	69	68	68	69	68	100.0%	69	68	100.0%	69	68	100.0%
小田急電鉄	70	70	70	70	70	100.0%	69	69	98.6%	70	70	100.0%
東急電鉄	88	87	87	71	70	80.5%	88	87	100.0%	88	87	100.0%
京浜急行電鉄	72	72	72	72	72	100.0%	72	72	100.0%	72	72	100.0%
相模鉄道	27	26	26	27	26	100.0%	27	26	100.0%	27	26	100.0%
大手民鉄8社 小計	683	587	591	563	551	93.2%	647	588	99.5%	683	591	100.0%
東京都交通局	94	94	94	94	94	100.0%	68	68	72.3%	94	94	100.0%
東京地下鉄	139	139	139	139	139	100.0%	107	107	77.0%	139	139	100.0%
横浜市交通局	40	40	40	28	28	70.0%	24	24	60.0%	40	40	100.0%
地下鉄3社局 小計	273	273	273	261	261	95.6%	199	199	72.9%	273	273	100.0%
JR、大手民鉄、地下鉄 小計	1,662	1,288	1,295	1,179	1,160	89.6%	1,379	1,211	93.5%	1,601	1,295	100.0%
中小民鉄、路面電車等 小計	532	220	222	174	160	72.1%	237	184	82.9%	327	200	90.1%
鉄軌道全体 合計	2,194	1,508	1,517	1,353	<u>1,320</u>	87.0%	1,616	<u>1,395</u>	92.0%	1,928	<u>1,495</u>	98.5%
(参考) 令和3年度末の数値	2,191	1,475	1,482	1,329	1,279	86.3%	1,614	1,363	92.0%	1,924	1,460	98.5%

^{※1.「}公共交通移動等円滑化基準第10条から第12条に適合している案内設備を設置している駅」とは、運行情報を提供する設備や、エレベーターをはじめとした移動円滑化のための主要な設備の案内板等を設けている駅をいう。

^{※2.「}公共交通移動等円滑化基準第17条に適合している障害者対応型券売機を設置している駅」とは、高齢者や障害者等の円滑な利用に適した構造の券売機を設けている駅をいう。

^{※3.「}公共交通移動等円滑化基準第19条に適合している拡幅改札口を設置している駅」とは、車いすの通過に必要な幅80cm以上の改札口等を設けている駅をいう。

注)1. 新幹線が乗り入れている在来線の駅であって、在来線の駅を管理する事業者が新幹線の駅も管理する場合、当該在来線の駅に新幹線の駅も含み全体で1駅として計上している。新幹線の駅と 在来線の駅を別々の事業者が管理する場合は、別駅として計上している。

注)2. 2以上の事業者の路線が乗り入れる駅であって、事業者間の乗換改札口が設けられておらず、改札内で相互乗換えができる場合は、全ての事業者の駅を含めて全体で1駅として計上している。 この場合、代表して1事業者に当該駅を計上している。